

令和6年度「人権・権利擁護研修」開催要項

1. 目的

介護・福祉の現場に勤務する者は、対人サービスを行うものとして毎日の業務において常に人権に携わっているといっても過言ではありません。高齢、障がい、児童といった分野や経験年数を問わず、職員一人ひとりの質がそのサービスの質に直結する福祉サービスを担う者として、高い人権意識を持つことは必要不可欠です。

本研修では、権利擁護と福祉従事者の役割、さらには、権利侵害としての虐待とその防止について考えることを目的に開催します。

2. 主催 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

3. 会場・期日・時間・実施方法・対象者・定員

分野	期日	時間	実施方法	対象者	定員
高齢・障がい	令和7年1月30日（木）	13:15～16:15	受講者・講師ともに Zoomでの オンライン研修	高齢及び障がい福祉サービス事業所に勤務する役職員等	50名
	令和7年2月4日（火）	13:15～16:15			50名
児童	令和7年1月29日（水）	13:15～16:15		保育所及び児童福祉施設等に勤務する役職員等	50名
	令和7年2月13日（木）	13:15～16:15			50名

※1回目、2回目ともに同じ講義内容です。ご都合の良い日にちでお申し込みください。

※定員を超過した場合は受講をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

4. 時間配分・内容・講師

時間配分	高齢・障がい	児童
12:45～	入室開始・出席確認	入室開始・出席確認
13:10～	開会	開会
内容	講義・演習 ○福祉サービスにおける人権及び権利擁護 ○高齢者・障がい者の虐待防止 ○令和6年度の報酬改定から見えるもの	講義・演習 ○児童福祉分野における人権とは ○子どもの人権擁護 ○児童虐待防止及び不適切保育
講師	一般社団法人 島根県社会福祉士会 阪田 健嗣 氏	一般社団法人 島根県社会福祉士会 竹内 寛和 氏

※実施内容については、当日変更する可能性がありますことをご確認ください。

6. 受講申込方法および受講決定等について

(1) 申込期間：令和6年12月19日（木）12時（正午）までにお申し込み下さい。

『[研修受講サポートシステム](#)』よりお申込みください。（[申込の流れ・利用者登録](#)に従って入力ください）

※申込みが完了すると事業所の登録アドレスに申込確認メールが届きますので必ずご確認ください。

※事業所の登録は初回システム利用時、1回登録するだけで全ての研修への対応が可能です。

（登録内容に変更があった場合は、その都度修正してください）

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。

※申込みは、事業所を通しておこなってください。（個人での申込はできません）

(2) 事業所より複数申込される場合は、申込時に優先順位をご入力ください。定員超過の場合、優先順位の低い方は、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 受講を決定した場合、締め切り後、10日以内に記載された送付先に決定通知を送付します。決定通知が届かない場合は、下記まで必ずご連絡ください。**決定通知がない場合は、当日の受講受付ができません。**

(4) 受講決定通知に合わせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。

島根県社会福祉協議会（1名あたり）

会員：受講料 3,000円（消費税非課税） 非会員：受講料 5,000円（消費税非課税）

(5) 決定後の取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しされる場合は、令和7年1月15日(水)17時までにご連絡頂いた場合に限り受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

7. その他

(1) ZoomによるWeb参加に必要な設備及び環境につきましては、受講者側でご準備ください。

(2) ZoomのミーティングID、ミーティングパスワードは、受講料納入確認後、資料と合わせてご案内します。

(3) Zoom参加への受講者の準備品について

①	パソコン	②	webカメラ	③	イヤホンマイク（推奨）
---	------	---	--------	---	-------------

(4) **研修では、ブレイクアウトルームを使ったグループワークを行います。受講者お一人につき、パソコンを必ず1台ご準備ください。パソコン1台で2名以上の参加はできません。**

(5) グループワークの際に受講者同士で演習を行います。受講者同士のコミュニケーションを図るため、カメラ機能をオンに行います。パソコンにカメラ機能がない場合は付属品のカメラをご準備ください。

(6) 受講者側の設備等不具合により研修に参加できなかった場合および画像・音声の乱れが生じた場合、原則参加費の返金はいたしませんので予めご了承ください。

(7) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

(8) 地震・台風等、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受研修受講サポートシステムに登録したFAX番号宛に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。

8. お問い合わせ先・お申込み先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／鬼村・永瀬

TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-5956 HP：<https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。